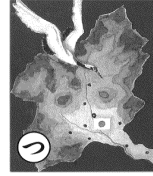




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年2月28日(月) 号外(第3号)

目次

ページ

- 訓 令**
○群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令(契約検査課)

2

訓 令

群馬県訓令甲第一号

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年二月二十八日

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令

群馬県建設工事執行規程(昭和四十年群馬県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表中

現場代理人等 指定 通知書
を

現場代理人・主任技術者等 指定 通知書
変更

に改める。

別記様式第三号の二十中「(税抜き積算金額が2千万円以上の場合に限る。)」を並列記様式第四号中「印」を記す。別記様式五中「この様式」を「低入札価格調査制度を適用する場合その他のこの様式」に改める。

別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第一号第五号中「定める」の次に「催告、」を加え、同様式第三号第一号中「基づいて、」の次に「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び」を加え、同様式二号を次のように改める。
2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四号(ウ)第一号(イ)中「有価証券」を「有価証券等」に改め、同様式二号中「第4項」を「第5項」に改め、同様式三号中「付する」を「付す」に、「第44条第2項各号」を「当該保証は第51条第3項各号」に改め、「解除」の次に「の場合」を加え、同様式五号中「の請負代金」を「の請負代金額」に改め、同様式四号(ロ)第一号中「引渡した工事に」を「引き渡した工事に」に改め、同様式三号第一号を「ある場合に」を「である場合において」に改め、同様式二号第一号を「ある場合に」を「ある場合」に改め、同様式第一号の規定により受注者が付す保証は、第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならぬ。
別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第五号第一号中「を得た」を「を受け」と改め、「係る」の次に「工事の」を加え、同様式第七号の次に「を」を加え、

2。
(下請負人の社会保険等加入義務等)
第7条の2(A) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として認めることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

第7条の2(B) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができ、この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出しなければならぬ。

告、」や「において」や「においては」は「建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。」

〔 (B) 〕「監督者」等

〔 (C) 〕「監督者」等

建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。

以下同じ。)

「建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。」

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第4項ただし書に規定する者をいう。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。

(3) 工事的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

建設業法第26条第2項ただし書に規定する者をいう。

約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し

たと認められるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができる。

発注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づき次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

第1項の規定による発注者の請求があつた場合においては、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は当該保証金の額を限度として、消滅する。

発注者は、前項の規定による発注者の請求があつた場合においては、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は当該保証金の額を限度として、消滅する。

- (2) 工事的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
 - 6 第2項の場合(第44条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- （受注者継承継承の規則）
 第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （受注者の催告によらぬ解除権）
 第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
 第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができな

い。

「
 氏名印
 氏名
 「
 氏名
 」。
 」

氏名印	
氏名	

氏名	
氏名	

「
 法定福利費
 (再掲)
 」

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「
 現場代理人・主任技術者等
 変更
 通知書
 」。
 」

「
 次のとおり、現場代理人、主任技術者等
 変更
 通知書
 」。
 」

を

	現場代理人 監理技術者	職 資 格	氏名 氏名
2	現場代理人、主任技術者等の職及び氏名 (監理技術者補佐を配置する場合には、特例監理技術者も必ず記入す ること。)	職 資 格	氏名 氏名
	現場代理人 (特例) 監理技術者 補佐	職 資 格	氏名 氏名

に、「又は第15条第2号イ、ロ若しくはハ」を「、第15条第2号イ、ロ若しくはハ
又は第26条第3項ただし書」に改める。
別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「印」を削る。
別記様式第二十七号中「氏名」を「氏名 印」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により締結され
ている請負契約に係る請負工事の執行については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
